

税務調査でチェックされる 「源泉所得税①」

週刊税務通信2021年12月13日号No.3683「税務調査を乗り切るポイント」愛知吉隆著より

源泉所得税とは

源泉所得税は、**会社(支払者)が給与や報酬を支払う際に、**所定の方法により計算される**所得税**で、支払額からその税額を差し引いて国に納付することを源泉徴収制度と言います。**この税金の負担者は受取人ですが、納付の義務は会社(源泉徴収義務者)にあります。**したがって、**税務調査で源泉所得税の徴収漏れが見つかった場合、受け取った側の状況(確定申告等の有無等)に関係なく、まず会社が税金を納付する必要があります。**

給与等に関する事項

給与等に関する源泉所得税の調査のポイントは、**①正しく源泉所得税が算定されているか、②源泉徴収の対象となる支払いに漏れがないか**です。

①については、「給与所得者の扶養控除等申告書」の有無の確認です。

月額給与の税額は、従業員から会社に「給与所得者の扶養控除申告書」の提出があれば税額表の甲欄、提出が無ければ乙欄が適用され、**税額は大きく異なります。**提出が無ければ、年末調整を行うことができません。

実務では、扶養控除申告書の提出が漏れるのは、アルバイトの人と年の途中で入社した人に見受けられます。

調査官は、各年度の**源泉徴収簿(給与台帳)と年末調整に必要な書類(扶養控除、生命保険控除、配偶者控除、住宅借入金控除に関するもの)の提示を求め、個人別に必要書類と突合**します。事前に会社の担当者から扶養控除申告書の提出時期についてヒアリングを行い、中途入社とアルバイトの数名分をチェックし申告書の有無を確認します。**扶養控除申告書が無い場合は、原則乙欄適用となり、かつ年末調整はできません。**そのため**徴収不足の税額は高額になる**のでご注意ください。

なお、**退職金の支払い**も、「退職所得の受給に関する申告書」の提出の有無により、源泉徴収税額が変わるので、**注意が必要**です。

②については、「外注費」(個人事業者)と「人件費」の区分です。

請負契約等の**個人事業者の業務の実態が、給与所得者(雇用)と同じ**と見なされた場合、**問題**となります。

調査官は、外注費(修繕費・雑費・運賃等)の元帳に個人事業者への支払がある場合は、その者との契約内容、業務の流れ、報酬の算定方法、請求方法を確認し、**実態がどうであるかを調べます。**

給与者と見なされた場合、消費税の否認と源泉所得税の追徴という問題がダブルで起こります。

◎給与者(雇用契約)と個人事業者(請負契約等)の区分のポイント(消基通1-1-1より)

- イ. その契約に係る役務の提供の内容が他人の代替を容れるか
 - ロ. 役務の提供にあたり、事象者の指揮監督を受けるか
 - ハ. 引渡しを完了していない完成品が不可抗力のため滅失した場合、当該個人が権利としてすでに提供した役務に係る報酬の請求をなすことができるかどうか。
- 二. 役務の提供に係る材料・用具等を供与されているかどうか。

【今月の経営格言】 わが社の赤字は、お客様を忘れたのが原因である。 by 一倉定 (経営コンサルタント)

会社の業績が振るわない根本原因は、必ず社長がお客様の要求を無視しているからであり、お客様の要求を無視している限り、何をどうやっても会社の業績は絶対に良くなる。 お客様を無視する会社は、お客様から無視される。 「一倉定の経営心得」より